

## 「山口市上下水道事業建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱（試行）要領」の運用について

このことについて、次の1及び2のとおりとします。

### 1 入札参加者が積算する上で、実際の施工と設計図書等に差異がある場合であっても、積算において公平性、透明性が確保できるものとして、入札、契約事務を続けます。

設計図書等に示す材料、数量、規格等の不整合があった場合については、設計書のうち内訳書、明細書、代価表の表記を優先して積算してください。

ただし、入札参加者からの質問又は工事発注課からのお知らせがあった場合は、これを最優先して積算してください。

\*設計図書等 入札条件及び指示事項、施工条件書 設計書（内訳書、明細書、代価表、数量表） 特記仕様書 図面など（説明を行わない場合の入札事務処理要領より）

\*設計書 内訳書、明細書、代価表、数量表

具体例）実際の施工と設計図書等に差異がある場合であっても、設計図書等で積算が可能なもの

	実際の施工	設計図書
数量の取り違い	96人	69人
単位の取り違い	40mm	40cm
材料等の計上誤り	硬質塩化ビニル管 50mm	硬質塩化ビニル管 100mm
材料の規格誤り	開粒度	密粒度
計上漏れ	草刈処分代	計上なし

なお、入札参加者の条件に変更を生じる場合はこの限りではありません。

### 2 要領中第10条「積算内容に誤り」とは、金額入り工事費内訳書を確認しなければ判明しない単価の算出誤り又は単価の適用誤り等に起因する設計金額の誤りです。

設計図書等に示す材料、数量、規格等の不整合がある又は実際の施工と設計図書等に差異がある場合は、

- ・入札前に公表された設計図書等により確認できるもの（要領第7条（4））
- ・単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるもの（要領第7条（6））

に該当し、「積算疑義の申立てとして取り扱わないもの」とします。

設計図書等に示す材料、数量、規格等の不整合又は実際の施工と設計図書等に差異がある場合は、「契約締結後の協議の対象」とします。

設計図書等に記載のない事項（数量・単位の端数処理方法など）や不明瞭な事項があった場合は、必ず**公告に定める質問期限までに質問**をしてください。